

シリーズ企画

オリンピックと受動喫煙防止法・条例(その9)

日本学術会議から東京都に緊急提言

東京都検討会「2018年までに条例化の検討を」

産業医科大学産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 教授 大和 浩

5月20日、東京都の禁煙化に向けて大きな動きがありました。なんと「日本の科学者の内外に対する代表機関であり、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする（日本学術会議法第2条）」、あの日本学術会議から「オリンピック・パラリンピック大会を控えた東京都は屋内を全面禁煙にすべし」との緊急提言がなされたのです（図1）。4月号でお知らせしたように、第5回東京都受動喫煙防止対策検討会が、良識ある医師を中心とした推進派の巻き返して、両論併記ではなく罰則付きの条例が必要、という強い意見が出され、急きょ開催されることとなった第6回検討会の前のタイミングに間に合わせるための特別作業だった、と関係者から聞きました。緊急提言（図

2）とその参考資料（図3=16ページ参照）を本誌にも掲載します。2004年のアテネ大会以降、オリ・パラ大会は屋内を禁煙化した上で開催されてきたことが分かります。ぜひ、インターネットでダウンロードして全文を読んでください（日本衛生学雑誌の2015年1月号に掲載され



(図1)

日本学術会議から東京都への
緊急提言書とその内容

(図2)

提言

受動喫煙が健康を損なうことは以前から明らかにされていたが、公共の建物内を禁煙にする法律や条例を制定した国々では、心臓や呼吸器の疾患が減少していることから、受動喫煙防止の必要性は明らかである。そのため今日世界の多くの国が公共の場での喫煙を禁止し、法律や条例により「すべての人々をタバコの煙にさらされることから」守っている。オリンピック・パラリンピックが開かれる平成32（2020）年の東京には、このように公共の場での禁煙が当たり前になった海外の国々から多くの選手や観客が訪問する。もし東京都が現状のような受動喫煙にさらされる環境を維持し続けるならば、飲食店従業員等を危険にさらし続けるだけでなく、近年のオリンピック開催都市禁煙化の流れに逆行することになる。従って平成32（2020）年の東京で開催されるオリンピック・パラリンピックへ向けて準備するにあたり、東京都は速やかに公共の場での受動喫煙を防止するための法整備（条例化）を行うよう緊急提言する。

(図3)緊急提言の参考資料3、オリンピック開催地の喫煙規制(東京都調べをもとに作成)
(筆者注:北京は2015年6月1日よりレストラン、居酒屋を含め全面禁煙化)

開催年	開催都市	根拠	制定年	内容	罰則
2004	アテネ	法	2000	禁煙)医療施設、飲食店、職場など	有
2006	トリノ	法	2005	禁煙)医療施設 分煙)官公庁、教育施設、飲食店など	有
2008	北京	市条例	2008	禁煙)医療施設、教育施設 分煙)官公庁、飲食店など	有
2010	バンクーバー	州法	2008	禁煙)公共施設、職場、飲食店など	有
2012	ロンドン	法	2006	禁煙)公共施設、飲食店など	有
2014	ソチ	法	2013	禁煙)官公庁、医療施設、教育施設	有
2016	リオデジャネイロ	州法	2009	禁煙)公共施設、飲食店など	有
2018	平昌	法	2015	禁煙)公共施設、飲食店など	有

た私の論文も引用されていて、少しだけ貢献できました)。

なお、日本学術会議は、ホームページによると、科学が文化国家の基礎であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、昭和24(1949)年1月、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立されました。職務は以下の2つです。

●科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

●科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

と紹介されています。都知事と関係者は、科学に基づく緊急提言を重く受け止めて欲しいと思います。

5月29日に第6回東京都検討会が開催され、「議論のまとめ(案)」が配布されました。1～12ページはヒアリングした各業界の意見の再掲。13～18ページは第5回検討会で指摘されたように、賛成・反対の意見の数が分かるようになっていますが、そもそもヒアリングした業界はタバコ産業から「屋内を全面禁煙化すると営業収入が落ちる」と吹き込まれている①東京商工会議所、②東京都飲食業生活衛生協同組合、③東京都ホテル旅館

生活衛生同業組合、④日本フードサービス協会、⑤日本旅行業協会、あろうことか、総本山の⑥日本たばこ産業株式会社、その一の子分の⑦東京都たばこ商業共同組合連合会でした。一方、禁煙強力推進派は東京都医師会のみ。そして、条例化を希望する東京都消費者団体連絡センターと主婦連合会。それらの意見を人数が分かるように記載しても、もともとタバコ産業寄り業界のヒアリングが多かったわけですから、まとめ(案)を読むと「喫煙者と非喫煙者の共存」「分煙容認」「店頭表示でお客様が選べば良い」などの意見が多いという印象はぬぐえません。

検討会から「2018年までに条例化について検討を行うこと」が「東京都への提言」としてまとめられました(資料1：後日、都ホームページで公開)。しかし、新聞の見出しはいずれも「都条例は見送り」となっていました。「見送らせたい」タバコ産業の意図を反映しているのでしょうか。唯一の救いは、「受動喫煙防止条例のための財政的支援」が提案されましたが、「禁煙化は貼り紙で済むこと。将来の屋内禁煙化の妨げとなる喫煙室の設置を助成すべきではない」という医師達の強い反対意見により削除することが再確認されたことでした。

一体、いつになったら日本も諸外国のようにレストランや居酒屋を含むすべての職場が禁煙化されるのでしょうか。次号は、1月から全面禁煙化された韓国の情報をレポートします。

（資料1）東京都受動喫煙防止対策検討会から「都への提言」

5 東京都への提言

受動喫煙防止対策に関する委員及び関係団体等の意見は、いずれも貴重なものであり、多くの争点が明確にされた。

これまで述べてきたように、多くの委員から、飲食店等の屋内施設への全面禁煙の導入や条例の制定の必要性が述べられたが、委員全体の意見の一致は得られなかった。また、関係団体からのヒアリングでは、多くの団体から喫煙者と非喫煙者の共存できる対策の推進を求める声が出された。

東京都は、これまでガイドラインに基づいて、受動喫煙防止の取組を進めているが、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を見据えれば、その取組を一層強化する必要がある。

検討会としては、関係団体からのヒアリングや委員の意見を踏まえ、東京都に対し、今後の受動喫煙防止対策について、以下の提言を行うこととする。

提 言

（1） 日本では、2020年にオリンピック・パラリンピック大会が開催される。

2004年のアテネ以降、大会が開催された国では、その対象施設や禁煙・分煙の手法等は、それぞれ異なるが、国法・州法・条例で、罰則付きの受動喫煙防止に関する規制が行われている。

また、2010年には、WHOとIOCの間でたばこのないオリンピックを共同で推進することについて合意されている。

こうしたことを踏まえ、都は、開催都市として、受動喫煙防止のための明確なビジョンと対策を示し、取組の工程表を提示すること。

工程表については、常に、進捗状況や実態を検証し、取組の効果や国の動向も踏まえながら、2018年までに、条例化について検討を行うこと。

（2） 受動喫煙の問題は普遍的なものであり、地域的な特性を持つとは言い難い。

また、2020年のオリンピック・パラリンピック大会も、東京都だけでなく、千葉県、埼玉県をはじめ、全国各地で競技が開催される予定であり、諸外国の事例をみても、多くが法律で規制が行われている。

受動喫煙防止対策は、国家として進めるべき課題であり、規制についても、全国統一にすることが望ましいことから、国に対しては、全国統一的な法律での規制を働きかけること。

(3) 今後の受動喫煙防止の取組にあたっては、まず現在のガイドラインに基づく対策を一層強化するとともに、不特定多数が出入りする飲食店・宿泊施設等については、少なくとも利用者に選択の機会を確実に提供できるよう、分煙や禁煙等の表示の徹底をはじめとした受動喫煙防止対策を、より一層推進すること。

(4) 事業者においては、従業員の安全衛生という観点から、受動喫煙に暴露されている未成年者や従業員を保護するための対策を講じることが必要である。

そのために、従業員対策を行っている事例を幅広く収集し、事業者が実効性のある対策が取れるよう、普及啓発をはじめとした様々な支援を行うこと。

北九州市医師会

ワクチン類納入指定業者

九州東邦株式会社

株式会社 アステム

株式会社 翔薬